令和８年１１月２６日

各 地 区 剣 道 連 盟 会 長様
各剣道活動団体　　様

（一社）静岡県剣道連盟
会 長　二　楫　高　弘

大会等におけるビデオ撮影及びその活用について（注意喚起）

日頃より本連盟事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、近年、機器の高性能化により映像を活用した技能向上の成果は著しいものがあります。またそれらを多くの関係者で共有できるＳＮＳの発達は、剣道・居合道・杖道の底辺拡大に大きく広報的な貢献をしていると思われます。

しかしながら、安易に行き過ぎた「映像拡散」は、当事者間の不信や苦情の要因、更には三道（剣居杖）の印象を妨げることも考えられます。

つきましては、主催大会や日常の稽古においても以下のことに留意されますようお願い申し上げます。

（１）　県内大会、審査会、講習会等の撮影は個人利用のみを目的とすること。
但し、主催者の制約がある場合にはそれに従うこと。また、個人以外の目的で利用する場合は主催者の許可を求めること。（全剣連文書参照）

（２）　各稽古会の撮影は、その旨を代表者及び参加者に知らせて承諾を得ること。

（３）　稽古会等ビデオのＳＮＳ投稿は、映像や音声で個人が特定される場合、個人情報に関わるので、当該者の承諾を必ず得ること。
（特に内容の優劣が見られるもの等は、稽古者・試合者双方への配慮は必須）

（４）　以下の全剣連発信文書（2019 年 3 月）を精読して参考にすること。

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という）の取り扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等で定めるところに従うこと。

(1) 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影することは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことを禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

(2) 大会等の会場における撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によるものとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。

(3) 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

ファイル　　県剣連事務→地区連への通達文書